

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

水間病院行動計画

全ての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する病院となるため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 令和7年3月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。

〈対策〉 令和2年4月 制度の詳細に関する検討開始。
令和2年7月～ 育児・介護休暇等に関する規則を活用するよう院内広報等にて周知・徹底。

目標2 令和7年3月までに、年次有給休暇の取得率を100%めざし当面80%を取得目標とする。

〈対策〉 令和2年4月～ 院内広報等を活用した周知・啓発の実施。
配置転換等にて有給人員の確保。
年間計画を実施して、有給休暇を取得する。

医療法人 河崎会 水間病院 行動計画

女性職員の雇用機会の均等並びに共同参画の環境を真に実効たらしめ、法人の持続的成長を実現するため、次のように女性活躍推進に関する行動計画を策定、実施する。

1. 計画期間

令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2. 内 容

就業継続・働き方

目標1 有給休暇取得を推進する取組

対策 有給休暇取得率を80%以上とするため、人員確保（採用等）
および配置転換にて取得しやすい環境にする。

職場風土に関する事項

目標1 育児休暇からの復職しやすい環境づくり

対策 復職後の勤務時間を短時間制等活用し、子育てしやすい職場
をめざす。